様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃえむえーでぃー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社エム・エー・ディー  （ふりがな）たかはし　まもる  （法人の場合）代表者の氏名 高橋　守  住所　〒104-0033  東京都 中央区 新川１丁目３番２号  法人番号　4010001136160  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　VISION | | 公表日 | ①　2023年 7月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ/DX推進/ VISION  　https://mad2007.co.jp/dx/  　公表場所：当社ホームページ/DX推進  https://mad2007.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、DX人材の成長と活躍を支える環境の構築に尽力しています。  我々はDX人材と組織の可能性に対する深い信念を持っており、  各メンバーのパフォーマンスがクライアントに対する貢献  及び我々の主要サービスの形成に直結していると認識しています。  我々は人材を貴重な資本と見なし、  その成長と長期的な雇用に全力で投資することで、他社との明確な差別化を達成します。  そして、このようなDX人材が組織全体として価値を発揮することで、  エム・エー・ディーの理念と各個人の目的を両立させる組織を構築することを目指しています。  領域や役割に関わらず、社会で活躍するDX人材集団の育成こそが、  エム・エー・ディーの最終目標です。  現在、社会情勢の急速な変化と情報処理技術の進展という、  デジタル革新を加速する要素が増えています。  この変化に対応できない企業は、徐々に取り残される可能性が高まっています。  そうした環境下で、  我々は社会的な課題やクライアントのビジネス課題を解決するパートナーとしての役割を果たし、  新規事業開発、生産性向上、DX人材育成を通じたDX推進に取り組みます。  これは、お客様にとっても我々にとっても、  組織変革を伴うDX推進が不可欠であるという考えに基づいています。  我々の目指す初めの一歩は、成功モデルを作り上げることで、  社会的な課題や企業の課題解決に対応し、日本のDX推進に貢献することです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役の権限において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社エム・エー・ディー DX推進ビジョン | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ/DX推進/ VISION  　https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  　公表場所：当社ホームページ/DX推進/DX戦略/DX推進ビジョン  https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  資料内　04. DX推進の取り組みーＤＸ戦略へ記載 | | 記載内容抜粋 | ①　■AI導入による生産性向上  AIツールを導入し、開発プロセスにかかる工数削減を行います。  AIツールを導入して、資料作成時の生産性向上させます。  また、バックオフィス業務へもAIを導入。業務改善を推進し、全体最適の上でサービス品質を向上させます。  ■人材育成戦略  自社のDX推進を図るため計画的な社内人財の育成によるITリテラシー向上のためオンライン教育及びAIの民間資格の取得を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役の権限において承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社エム・エー・ディー DX推進ビジョン  　公表場所：当社ホームページ/DX推進/DX戦略/DX推進ビジョン  URL:https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  記載箇所：02. DX推進の取り組み - DX推進強化における組織編制  記載箇所：04. DX推進の取り組みーＤＸ戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　2023年4月より、DX推進委員会を新設いたしました。引き続き、DX推進に向け迅速に課題解決します。  ECサイトの構築技術を用いて、組織改革を伴う情報・判断・データの一元化とアナログ業務のデジタル化により、顧客体験および業務の品質の向上および効率化を行います。  ■⼈材育成戦略  ⾃社のDX推進を図るため計画的な社内⼈財の育成によるITリテラシー向上のためオンライン教育及びAIの⺠間資格の取得を⽬指します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社エム・エー・ディー DX推進ビジョン  　公表場所：当社ホームページ/DX推進/DX戦略/DX推進ビジョン  URL: https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  記載箇所：06. DX推進の取り組み‐環境整備の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　当社ではDXの推進のために下記のような環境整備に取り組んでいます。  １．開発プロセスおよび資料作成において、適切なAIツールの導⼊  ２．計画的なITスキルアップ教育の実施 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社エム・エー・ディー DX推進ビジョン | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ/DX推進/ VISION  　https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  　公表場所：当社ホームページ/DX推進/DX戦略/DX推進ビジョン  URL: https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  記載箇所：03. DX推進の取り組み –推進計画 | | 記載内容抜粋 | ①　１．AI導⼊推進による⽣産性向上 業務削減時間 500時間/年間  ２．⼈材育成 資格取得者 3名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 1日 | | 発信方法 | ①　株式会社エム・エー・ディー DX推進ビジョン  　当社ホームページ/DX推進/ VISION  　https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  　公表場所：当社ホームページ/DX推進/DX戦略/DX推進ビジョン  URL: https://mad2007.co.jp/wp-content/uploads/dx\_vision\_mad.pdf  記載箇所：P.8 DX推進ビジョン | | 発信内容 | ①　現在、当社ではAIツール導入による開発プロセスの効率化、業務のデジタル化を促進してDX推進委員会が中心となりの会社全体の生産性向上を目標に環境整備に取り組んでいます。  AIツールの導入は、単なる工数削減に留まらず、各開発プロセスの品質改善に必要な取り組みと考えております。  AIツールやICT技術を活用することで「効率と生産性を高め、新たな価値を作り出す」取り組みを推進しています。  当社では、今後もDXの推進の状況につきまして、ホームページの「当社のDX推進に対する取り組み」として、随時、公開して参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。